

商工貯蓄共済

安くて安心！商工会員だけのお得な共済

月額 1口 2,000円

商工貯蓄共済制度は山口県商工会連合会が国の承認を得て実施しているもので、ひとつの掛金で「貯蓄」「融資」「保障」＋「医療保障（貯蓄共済に加入されている方のみ加入できます。別掛金）」の4つの備えが出来る中小企業者のための共済制度で、会員の皆様の福利厚生の実、健全経営のための有効な資金活用を目的として各市町村の商工会が運営しています。

【メリット】

1. 確実な自己資金ができ健全経営に役立ちます。
2. 容易で有利な借り入れができ事業促進に役立ちます。
3. 大きく有利な保証が得られ生活の安定に役立ちます。
4. 人材の確保と従業員の福祉に役立ちます。
5. 商工会の組織強化と会員企業の福利厚生の向上に役立ちます。

ためる 貯蓄 将来の資金づくりに最適
知らず知らず貯まります。定期預金扱いで自己資金を貯蓄

活かす 融資 手軽に事業資金を調達
長期で低利の有利さです。積立金枠内、保証協会付融資があります

安心 保険 家族みんなの確かな安心
全国規模の集団扱いなので、安い保険料で大きな保障

小規模企業共済（改正ポイント）

小規模企業共済制度は、小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が事業をやめられたり、退職されたりした場合に、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。いわば「経営者の退職金制度」といえます。最大のメリットとして掛け金は、全額が経費（個人事業主の場合は所得控除）となるため、掛けた分だけ節税が可能となります。

制度改正のポイント

- 各種お手続きが便利になりました！
加入申込手続き
掛金増額手続き
掛金減額手続き
- 一定の共済事由について受け取れる共済金額がUPしました！
- 共同経営者が独立後も共済契約を継続できるようになりました！
- 共済金を受け取れる遺族の範囲が広がりました！
- 契約者貸付制度が拡充されました！

○共同経営者とは
個人事業の経営に携わる方で、一定の要件を満たせば、個人事業主の配偶者や後継者、親族以外の方も加入することができます。ただし、加入できる共同経営者は一事業主につき「2名」までとなります。

詳細は各支所へお問い合わせ下さい。

下関市商工会は

あらゆるニーズに対応します

- 豊浦町支所 083-772-0625
- 豊北町支所 083-782-0147
- 豊田町支所 083-766-1119
- 菊川町支所 083-287-0204

会報

下関市商工会 TEL 083-772-0625
〒759-6311 下関市豊浦町大字吉永1861-1

第23号

発行日
平成28年6月23日



5月13日通常総代会が開催されました。上程された議案（別添総代会資料）は、全て原案のとおり承認可決されました。

経営・技術強化支援事業のご案内 エキスパートバンク事業

あなたの事業所へ経営の専門家（エキスパート）を派遣します。

経営・技術強化支援事業（通称エキスパートバンク事業）は、商工会員の経営に関するあらゆる問題に対して、専門知識や技能等の経験者である専門家（エキスパート）を会員の要請に応じて直接事業所に派遣し、具体的・実践的な指導助言により問題解決を図る制度です。本事業は国の小規模事業者に対する支援制度であり、多くの商工会員に活用されています。

エキスパートバンク事業の特色

- 1 安心して利用いただける県の支援制度です。
- 2 アナタの身近な技術アドバイザーとしてお気軽に利用できます。
- 3 多種にわたる幅広いエキスパートがラインナップしています。
- 4 商工会員ならどなたでもご利用いただけます。
- 5 当エキスパートバンクの登録者は厳選された経験豊富な専門家です。
- 6 利用企業の秘密は厳守いたします。
- 7 利用当たり1万円と旅費の1/3の負担。

☆例えばこんな時にご利用ください

- 法務 工業所有権を取りたい。商取引引きをめぐるとのトラブルを解決したい。節税の方法や正しい税の納め方を知りたい。法人化を考えているが...
- 経営 経営分析、経営戦略、経営計画、経営方針や経営に関するアドバイスが欲しい。
- 財務 就業規則・サービス規程・退職金規程等作成したい...
- 労務 従業員教育により職場改善を図りたい。ビジネスマナー接客電話対応
- 教育 パソコンやインターネットを活用したい。コンピュータ導入やソフトを見直し、事務を合理化したい。ネットワーク関係を充実させたい
- パソコン IT 新商品開発や販売促進をしたい...
- 販売促進 商品戦略の考え方、企画・提案、市場とのマッチングの指導を受けたい。
- 事業展開 店舗をリニューアルしたい。魅力ある売場レイアウト陳列の仕方は？
- 店舗 新商品開発・新サービスを開発したい...
- 設備 サービス デザイン チラシ・DM・POP広告・商品デザインの実務指導を受けたい。
- 公産 生産技術の向上、生産性を高めたい。ISO認証取得したい...
- 生技 その他 その他経営に関する、こんなことしたい...

目次

■ 総代会の報告	1
■ 経営・技術強化支援事業 エキスパートバンク	
■ 金融制度のご案内 マル経融資 熊本地震特別貸付	2
■ ネットde記帳 ■ 労働保険のお知らせ 年度更新の手続き	3
■ 共済情報 商工貯蓄共済 小規模企業共済	4

お知らせ

- 今後も会報で実施事業の周知、および各種改正等のお知らせをします。
- 年間に2回の発行を予定しています。

エキスパートバンクのしくみ



小規模事業者経営改善資金融資制度 (マル経融資制度)

商工会へ申し込み → 商工会が推薦 → 日本政策金融公庫が審査 / 融資

運転資金：仕入資金、買掛金・手形決済、諸経費支払
 設備資金：店舗・工場改装、営業車両購入、機械・設備・備品購入

経営改善を図ろうとする小規模事業者の方をバックアップするため、
 下関市商工会の推薦により無担保・無保証人・低金利で融資を受けられる
 国(日本政策金融公庫)の公的融資制度です。

資金用途	運転資金	設備資金
融資限度額	2,000万円以内	
返済期間(うち据置期間)	7年以内(1年以内)	10年以内(2年以内)
融資利率	1.30%(平成28年6月10日現在)	
担保・保証人	不要(信用保証協会の保証も不要)	

融資対象

以下の条件をすべて満たす方

- ①常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業は5人以下)の法人・個人事業主の方
- ②商工会の経営指導員による経営指導を原則6カ月以上受けて事業改善に取り組んでいること
- ③最近1年以上、下関市で事業を行っている方
- ④商工業者であり、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいること
- ⑤所得税、法人税、事業税等義務納税額を全て完納している方

※提出する書類は商工会にご確認ください。

融資機関 日本政策金融公庫

「平成28年度熊本地震特別貸付」の概要

融資対象者	(1) 熊本県内に事業所を有し、当該事業所が熊本地震により直接被害を受けた事業者 (2) (1)に掲げる者の事業活動に依存し、間接的に被害を受けた事業者 (3) 熊本地震に起因する社会的な要因による一時的な業況悪化により、資金繰りに支障を来している、又は来たす恐れのある事業者であって、次のいずれかに該当する者 ①九州地方に事業所を有する事業者 ②(1)に掲げる者と直接又は間接的に取引関係のある事業者
資金用途	災害復旧及び災害に伴う社会的要因等により必要な設備資金、運転資金
融資限度額	(1)、(2) 【国民生活事業】6,000万円(上乘せ) 【中小企業事業】3億円(別枠) (3) 【国民生活事業】4,800万円(別枠) 【中小企業事業】7億2,000万円(別枠)
融資期間(据置期間)	(1) 設備資金20年以内、運転資金15年以内(5年以内) (2) 設備資金20年以内、運転資金15年以内(3年以内) (3) 設備資金15年以内、運転資金8年以内(3年以内)
利率	基準利率 ただし、次のいずれかに該当する者は、利率を引下げ (1)のうち、被害証明書等の提出ができる者 【国民生活事業】3,000万円以内、【中小企業事業】1億円以内 当初3年間「基準利率-0.9%」(4年目以降「基準利率-0.5%」) 【国民生活事業】3,000万円超、【中小企業事業】1億円超 「基準利率-0.5%」 (2)のうち、被害証明書等の提出ができる者 3,000万円以内 当初3年間「基準利率-0.5%」(4年目以降「基準利率-0.3%」) 3,000万円超 「基準利率-0.3%」 (3)のうち、最近3か月の売上高等が前年の同期に比し5%以上減少している場合など、 一定の要件に該当する者「基準利率-0.3%」



様々な業種で利用可能!

ネットde記帳が 経理業務を変えます!

ネットde記帳は、インターネットを利用したASP※システムで、
 伝票入力や決算、各種申告書作成などが簡単に行える経理システムです。

※ASP(アプリケーション・サービス・プロバイダー)システムとは、インターネット回線を通じてソフトウェアが利用できるサービスのことで、パソコン1台ずつソフトをインストールする必要がないうえに、バージョンアップやデータのバックアップなどの作業も不要です。

会員事業所様

「かたがてくれる!」

証憑整理
データ入力
帳簿印刷
申請書作成

ネットde記帳による
商工会の記帳指導のイメージ

同じ画面を見ながらお話できますので、
内容をわかりやすくお答えいたします。

毎日の業務は
たったこれだけ!

決算も自動集計!
申告書もかんたんに、
作成できます。

ネットde記帳

商工会

操作指導
内容確認
財務分析
改善提案

労働保険のお知らせ

年度更新の手続きは6月1日から7月11日までの間に行っていただくことになります。

労働保険料		3 回 分 割		
		第1期(全期)	第2期	第3期
納期限	個別事業	7月11日	10月31日	翌年1月31日
	事務組合		11月14日	翌年2月14日

※個別事業の方は、概算保険料の額が40万円(労災又は雇用保険のいずれか一方の保険関係のみ成立している事業については20万円)を超える場合に延納(3回分割)ができます。
 事務組合へ委託の事業所は、額の多少にかかわらず延納ができます。

平成28年度分 労働保険等 申告書受付相談会の開催日程(下関地区)

- ◆6月21日 海峡メッセ下関 805会議室
- ◆6月22日 下関市商工会 本所(豊浦町)
- ◆6月23日 下関市立長府東公民館 第1研修室
- ◆6月23日 下関市商工会 菊川町支所
- ◆7月 6日 下関市立長府東公民館 第1研修室
- ◆7月 8日 海峡メッセ下関 805会議室

各会場とも午前10時より午後3時までの受付です。